

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成30年6月7日(木) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
3. 農業委員 10名中10名出席し、その氏名は次のとおり
太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由 喜 門 尊
藤 原 由 果 木 下 泉 石 黒 五 月 大 森 茂 利
久 山 英 之 藤 澤 美 芳
4. 農地利用最適化推進委員
松 本 英 樹 山 崎 徹 三 浦 義 弘 藤 原 和 正
射 越 誠 一 茂 成 和 延
5. 議事に参与した者
事務局長 難波 彰生
事務局 蒲 直之
6. 議事内容
報 告 事 項 瀬戸内市農業委員会委員の辞任について
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)
そ の 他

- 事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより平成30年度瀬戸内市農業委員会、第3回の総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。本日は皆さんお忙しい中のご出席いただきありがとうございます。今回も多数案件がございますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
- 事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち10名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては木下会長より申し上げます。
- 議長 長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに大森委員、藤澤委員、よろしく申し上げます。早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。最初に、報告事項、瀬戸内市農業委員会委員の辞任について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 長 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。
議案資料1ページをご覧ください。瀬戸内市農業委員会委員の辞任についてでございます。
平成30年度瀬戸内市農業委員会第2回総会で同意されました、瀬戸内市農業委員会委員の大内委員の辞任につきまして、平成30年5月8日付けで瀬戸内市長からの同意を得ましたので、同日付けで辞任されましたことを報告したものとなっております。
以上で事務局からの説明を終わります。
- 議長 長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
（意見なし）
- 議長 長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。
それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 長 議案資料の2頁目をご覧ください。第1号議案農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「牛窓町千手■■■■■■■■■■」。譲渡人「牛窓町千手■■■■■■■■■■」。農地の所在地は「牛窓町鹿忍6062-9」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は2,969㎡。譲受人の農地までの距離は1,200m。耕作面積は13,663㎡となっております。

ます。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「交換」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」は、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「畑」として管理しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松本委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「長船町磯上■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「和気郡和気町日室■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「長船町磯上481-1」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は1,168㎡。「長船町磯上482」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は527㎡。「長船町磯上483」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は192㎡。「長船町磯上486」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は187㎡。「長船町磯上487-1」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は611㎡。「長船町磯上895」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は534㎡。「長船町磯上898-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は282㎡。「長船町磯上898-2」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は162㎡。「長船町磯上1015-3」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は260㎡。「長船町磯上1106-

1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は217㎡。「長船町磯上1106-3」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は59㎡。「長船町磯上1106-4」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は172㎡。「長船町磯上1106-5」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は144㎡。「長船町磯上1130-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は174㎡。「長船町磯上1130-2」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は99㎡。「長船町磯上1136-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は239㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は0㎡です。家族数、耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「新規就農」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり30万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、新規就農であるため、現在、農地・機械を保有しておりませんが、提出いただいた営農計画書から機械購入計画についても確認しており、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の取得が見込まれます。また、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「畑」として管理しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の藤原委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

【3番案件】

譲受人「長船町福里■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「岡山市東区西大寺中野■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「長船町福里289-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は

1,293 m²。農地の所在地は「長船町福里306-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,859 m²。譲受人の農地までの距離は80m。耕作面積は36,963 m²です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲渡人の「■■■■」さんが「田」として管理しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の射越委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【4番案件】

譲受人「長船町服部■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「岡山市南区千鳥町■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「長船町服部899-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は405 m²。譲受人の農地までの距離は10m。耕作面積は5,712 m²です。家族数は3名、耕作者数は2名。取得の理由は「交換」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「畑」として耕作しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の茂成委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【5番案件】

譲受人「岡山市南区千鳥町■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「長船町服部■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「長船町服部1042-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,074㎡。譲受人の農地までの距離は20,000m。耕作面積は8,317㎡です。家族数、耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「交換」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」として耕作しており、譲受人の「■■■■」さんも同様

に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の茂成委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【6番案件】

譲受人「長船町服部■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「長船町長船■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「長船町長船807-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は345㎡。譲受人の農地までの距離は2,000m。耕作面積は7,013㎡です。家族数は2名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」として耕作しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の茂成委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、松本委員さん、お願いします。

松本委員 こちらの案件は、譲受人の■■■さん所有の山林と譲渡人の■■■さん所有の畑を交換するというもので、両者の間で話がまとまったとのこと。特に問題はないと思われまのでよろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。続いての2番案件について、藤原委員さん、お願いします。

藤原委員 譲受人の■■■さんは大阪在住ですが、この度、長船町磯上にある譲渡人の実家を買受けることになり、譲渡人は昨年相続で農地を取得しており農業をしておりませんので、農地も一緒に買受けるという話になったようです。譲受人の■■■さんは新規就農ということで営農計画を見せてもらいました。野菜や果樹を中心に耕作していくようです。特に問題はないと思われます。現在耕作放棄状態ですので耕作放棄地の解消にもなります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。続いての3番案件について、射越委員さん、お願いします。

射越委員 この農地は、譲渡人の■■■さんが弟から相続したものです。このたび、近隣で耕作されている譲受人の■■■さんから買受けたいとの話があり、譲渡することになったようです。特に問題ないと思われますので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。続いての4番から6番案件について、茂成委員さん、お願いします。

茂成委員 4番、5番案件は、■■■さんと■■■さんが農地の交換をするものです。■■■さん所有の畑が■■■さんの自宅と隣接しており、交換の話がまとまったようです。特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 6番案件については、譲渡人の■■■さんの要望で■■■さんと売買の話がまとまったものです。こちらも特に問題ないと思われます。

議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。

ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料3頁目上段をご覧ください。第2号議案農地法第4条許可申請についてご説明いたします。

【1 番案件】

申請人「邑久町尻海■■ ■ ■■■■■」。土地の所在地は「邑久町尻海1359-1」。地目は「田」。面積は945㎡。転用目的は「農地改良」。施設の概要は「畑945㎡」。農地区分は農振農用地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は借入金が■万円です。隣地への被害はありません。なお、農用地区域内の農地で、農地改良に伴う一時転用の許可申請です。場所につきましては、資料5ページをご覧ください。三谷池の南側に面したところに位置しております。

【2 番案件】

申請人「邑久町尻海■■ ■ ■■■■■」。土地の所在地は「邑久町尻海1360-1」。地目は「田」。面積は991㎡。転用目的は「農地改良」。施設の概要は「畑991㎡」。農地区分は農振農用地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は借入金が■万円です。隣地への被害はありません。なお、農用地区域内の農地で、農地改良に伴う一時転用の許可申請です。場所につきましては、資料5ページをご覧ください。三谷池の南側に面したところに位置しております。

【3 番案件】

申請人「邑久町尻海■■ ■ ■■■■■」。土地の所在地は「邑久町尻海1361-1」。地目は「田」。面積は990㎡。転用目的は「農地改良」。施設の概要は「畑990㎡」。農地区分は農振農用地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は借入金が■万円です。隣地への被害はありません。なお、農用地区域内の農地で、農地改良に伴う一時転用の許可申請です。場所につきましては、資料5ページをご覧ください。三谷池の南側に面したところに位置しております。

なお、これら3つの案件は一連の申請となっており、造成面積が1,000㎡を超えておりますので、農地改良に伴う一時転用として申請が出ています。開発協議については、農地改良であり、かつ、盛土高が1m未満であることから対象外となっております。

また、ため池と隣接しておりますので、管理課である建設課と土砂流出防止対策等について協議済です。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。三浦委員さん、お願いします。

松本委員 申請地は、三谷池の南側に隣接した田3筆ですが、ここは随分前から耕作されていない状況です。元々耕作されていなかったこともあ

り、田植前のこの時期には、北側の集落の水利である三谷池の水位を上げている影響で冠水してしまいます。このことから、田として管理・耕作していくことは難しく、この度、盛土を行い畑地にしようとするものです。農地改良後は果樹を中心に耕作していくようです。事務局からの説明にもあったように建設課との協議ができていますし、排水同意も取れておりますので特に問題はないと思われま

議 長 はい、ありがとうございます。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。
(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料3頁目下段をご覧ください。第3号議案農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

譲受人「邑久町下山田■■■ 持ち分2分の1 ■■■■■ 持ち分2分の1 ■■■■■」。譲渡人「邑久町下山田■■■ ■■■■■」。土地の所在地は「邑久町下山田2623-2」。地目は「田」。面積は246㎡。転用目的は「分家住宅」。施設の概要は「木造2階建1棟80.73㎡」。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は借入金が■■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■万円となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料6ページをご覧ください。邑久B&G海洋センターから西へ約200mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。山崎委員さん、お願いします。

山 崎 委 員 こちらの案件は、譲渡人の■■■さんは譲受人の■■■さんの叔父にあたります。現在は実家で両親と同居しておりますが、住居が手狭になってきたので実家の隣に新居を建築することになったようです。特に問題はないと思われま

- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。
- 第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。
- 続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料4頁目をご覧ください。
- 【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】**
- 議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。
- それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。
- 事 務 局 今後の予定でございますが、7月の総会につきましては、7月9日月曜日に予定しており、8月の総会につきましては、8月10日金曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。
- また、7月の総会は、8月から実施する予定の農地利用状況調査の説明をさせていただきますので、農地利用最適化推進委員さんも全員出席していただく予定としております。
- 議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。
- それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成30年度6月の総会を閉会とさせていただきます。
- ありがとうございました。
- (午前9時56分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成30年6月7日

議 長

署名委員

署名委員